

鳥取県公報

平成23年4月1日(金) 号外第50号

毎週火・金曜日発行

			目		次
\Diamond	選管告示	鳥取県議会議員-	- 般選挙の実施(31) • • • • • •	
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	選挙長等の選任(3	2) • • • • • • • • • • 3
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	選挙長が事務を行う	場所 (33)・・・・・・・・4
		鳥取県議会議員一	一般選挙に用いる	投票用紙の様式(3	4) • • • • • • • • • • • 4
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	仮投票用封筒等に押	すべき印 (35)・・・・・・・5
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	選挙公報の掲載文の)掲載順序のくじを行う日時等
		$(36) \cdot \cdot \cdot \cdot$			• • • • • • • • • • • • • • 6
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	選挙会の場所等(3	7) • • • • • • • • • • 6
		鳥取県議会議員一	一般選挙における	開票の事務を選挙会	の事務に併せて行わない旨の告示
		$(38) \cdot \cdot \cdot \cdot$			• • • • • • • • • • • • • 7
\Diamond	鳥取県議	鳥取県議会議員-	一般選挙において	候補者から届出のあ	っった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等	Fのくじを行う場	所等 (1)・・・・	• • • • • • • • • • • • • • 7
	般選挙鳥				
	取市選挙				
	区選挙長				
	告示				
\Diamond	鳥取県議	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			っった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等	かくじを行り場)	所等 (1)・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • 7
	般選挙米				
	子市選挙				
	区選挙長 告示				
\Diamond	ロか 鳥取県議	自 面議会議員_	- 般選挙において	候補考から居出のお	っった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一			所等(1)・・・・	
	般選挙倉		1.5 (021)		<u> </u>
	吉市選挙				
	区選挙長				
	告示				
\Diamond	鳥取県議	鳥取県議会議員一	一般選挙において	候補者から届出のあ	っった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等	Fのくじを行う場	所等 (1)・・・・	• • • • • • • • • • • • 8
	般選挙境				
	港市選挙				
	区選挙長				
	告示				
\Diamond	鳥取県議				っった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等	幹のくじを行う場	所等 (1)・・・・	• • • • • • • • • • • • 8

	般選挙岩	
	美郡選挙	
	区選挙長	
	告示	
\Diamond	鳥取県議	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1)・・・・・・・・・・・・・・9
	般選挙八	
	頭郡選挙	
	区選挙長	
	告示	
\Diamond	鳥取県議	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10
Ť		人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)・・・・・・・・・・・・・9
	般選挙東	7.6.2.2.00000000000000000000000000000000
	伯郡選挙	
	区選挙長	
	告示	
	鳥取県議	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10
	会議員一	人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)・・・・・・・・・・・・・・・9
	去暖貝 般選挙西	八を起えることものくしを打力物所も(1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	放選季四 伯郡選挙	
	区選挙長	
	匹選季文 告示	
	_{一小} 鳥取県議	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10
\Diamond		局取原議云祗貞一放選季において候補有から周山のあった選挙立云人となるべき有が10 人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1)・・・・・・・・・・・・・・・10
	云磯貝 ^一 般選挙日	八を旭んなとき等のへしを11 7場所等(1)・・・・・・・・・・・・・・10
	取選手口 野郡選挙	
	区選挙長	
	佐選季文 告示	
	古小	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)第1条第1項 の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成23年4月10日に行うので、同法第2条の規定によ り告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

選	挙	区	選	挙	す	ベ	き	議	員	の	数
鳥	取	市				12		人			
米	子	市				8		人			
倉	吉	市				3		人			
境	港	市				2		人			
岩	美	郡				1		人			
八	頭	郡				2		人			
東	伯	郡				3		人			
西	伯	郡				3		人			
日	野	郡				1		人			

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和25年 法律第100号) 第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり 選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

選挙区	選	挙	長		選	挙	長	D	職	務	代	理	者	
医学 区	住	所	氏	名		住			所			B	t	名
鳥取市	鳥取市安長240-3	7	英	義人	鳥取市行	徳二	丁目1	.21				丸	登	美夫
米子市	米子市八幡 224-	4	相見	愼	東伯郡琴	浦町	大字征	恵万6	32 —	1		山 山	根	弘和
倉吉市	東伯郡琴浦町大字	赤碕1111-8	岡村	俊作	鳥取市戎	町329	9-2					齋	藤	明彦
境港市	米子市博労町三丁	目160-1	中山	孝一	倉吉市国	府294	Į					田	倉	恭一
岩美郡	岩美郡岩美町大字	陸上574	小原	大忍	岩美郡岩	美町	大字ス	本庄2	295 —	1		岡	田	康男
八頭郡	鳥取市良田478一;	3	平井	知行	鳥取市東	今在劉	家320) — 6				馬	田	浩一
東伯郡	東伯郡湯梨浜町大	字上橋津32-7	堀内	幸子	鳥取市浜	坂二	丁目 ′	7 - 2	22			吉	留	功
西伯郡	米子市両三柳 4568	8-131	村上	衡	東伯郡琴	浦町	大字	下伊勢	勢 43′	7		宮	本	京子

日野郡	日野郡日野町舟場162-1	山根	到	米子市東福原四丁目 21-32	古都	憲孝
-----	---------------	----	---	-----------------	----	----

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

1 平成23年4月1日

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所講堂
米子市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	倉吉市東巌城町2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所第1会議室
東伯郡	倉吉市東巌城町 2	鳥取県中部総合事務所第 201 会議室及び第 202 会議室
西伯郡	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所第2会議室
日野郡	日野郡日野町根雨 140-1	鳥取県日野総合事務所大会議室

2 平成23年4月2日以降

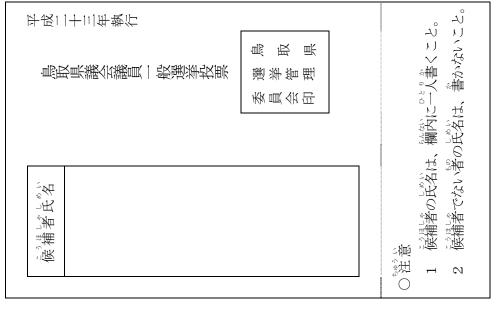
選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所
米子市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
倉吉市	倉吉市東巌城町2	鳥取県中部総合事務所
境港市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所
東伯郡	倉吉市東巌城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨 140-1	鳥取県日野総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子



鳥取県議会議員一般選挙投票平成二十三年執行「点 字 投 票	表員会印 選挙管理 鳥 取 県	。 、欄内に一人書くこと。 の氏名は、書かないこと。
(東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)		************************************

垂

用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。 とする。 鳥取県選挙管理委員会の印は、 「ケンギ」 点字の表示内容は、

批

点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1に

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者 による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項 に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に 規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙における鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関す る条例(平成15年鳥取県条例第67号)第4条第2項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時 及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する規程(平成16年鳥取県 選挙管理委員会規則第1号)第6条の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 子

選挙区	日時	場	所
鳥取市	平成23年4月1日 午後5時10分	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所講堂
米子市	II	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	IJ	倉吉市東巌城町 2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	II	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	II	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	<i>II</i>	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所第1会議室
東伯郡	II.	倉吉市東巌城町 2	鳥取県中部総合事務所第201会議室及び 第202会議室
西伯郡	II	米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所第2会議室
日野郡	II	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所大会議室

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公 職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所	平成23年4月13日	午後1時30分
米子市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所	JJ.	
倉吉市	倉吉市東巌城町2	鳥取県中部総合事務所	JJ.	
境港市	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所	JJ.	
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場	II.	

八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭総合事務所	IJ
東伯郡	倉吉市東巌城町2	鳥取県中部総合事務所	IJ
西伯郡	米子市糀町一丁目 160	鳥取県西部総合事務所	IJ
日野郡	日野郡日野町根雨 140-1	鳥取県日野総合事務所	11

鳥取県選挙管理委員会告示第38号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港 市選挙区及び岩美郡選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙 法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 英 義

- 1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂
- 2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 相 見 愼

- 1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第2会議室
- 平成23年4月7日 午後5時10分 2 日 時

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 岡 村 俊 作

倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所第204会議室 1 場 所

平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 中 山

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第2会議室 1 場 所

2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 小 原 大 忍

1 場 所 岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場大会議室

2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 平 井 知 行

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所第1会議室 1 場 所

平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 堀 内

倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所第205会議室 1 場 所

2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 村 上

1 場 所 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第2会議室

2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第1号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人 以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条に おいて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 山 根 到

- 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所第2会議室 1 場 所
- 2 日 時 平成23年4月7日 午後5時10分